

鳥取縣公報

昭和十七年一月九日
第千二百九十七號

金曜日

本書ノ大キサハ國定規格A5判

告示

◆鳥取縣告示第一號

國民職業指導所出張所設置規程左ノ通定ム

昭和十七年一月九日

鳥取縣知事

入

田

三

郎

國民職業指導所出張所設置規程

第一條 勞務需給調整ニ關スル事務ヲ處理スル爲職業指導所官制第九條第一項ニ依リ國民職業指導所出張所ヲ設置ス

國民職業指導所出張所ノ處務規程ハ別ニ之ヲ定ム

第二條 國民職業指導所出張所ニ所長及所員若干名ヲ置ク

第三條 出張所長ハ上官ノ指揮ヲ承ケ所管ノ事務ヲ處理シ所員ヲ指揮監督ス出張所長事故アルトキハ出張所長ノ指定シタル所員其ノ職務ヲ代理ス

第四條 所員ハ出張所長ノ命ヲ承ケ所務ニ從事ス

第五條 國民職業指導所出張所ノ名稱、位置、及管轄區域左ノ如シ

名 稱	位 置	管 轄 區 域

00816

鳥取國民職業指導所八頭出張所 八頭郡 賀茂村 八頭郡
米子國民職業指導所根雨出張所 日野郡 根雨町 日野郡
附 則

◆鳥取縣告示第二號

本規程ハ昭和十六年十二月二十四日ヨリ之ヲ施行ス
昭和十六年三月鳥取縣告示第二百四十三號ハ之ヲ廢止ス
昭和十七年一月九日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

白酒 最高販賣價格

卸賣最高販賣價格 一升壺詰一本 二、五〇錢

小賣最高販賣價格 同 二、七五

(一) 本表價格ハ酒精(容量パーセント)七度以上總エキス四〇度以上ノモノ、價格トス

(二) (一)ノ規格ニ該當セザル白酒及生産者氏名並ニ其ノ含有成分(エキス、酒精ノ度數)ヲ表示セザル白酒ハ本表價格ノ半額トス

(三) 卸賣價格ハ買主店先渡又ハ買主最寄驛着價格ニシテ小賣價格ハ賣主店先渡價格トス

(四) 小賣業者ガ其ノ店頭ニ於テ一升未満ノ量賣ヲ爲ス場合ハ一合當二十八錢トス

(五) 本表價格ハ鳥取縣産白酒ノ最高販賣價格ニシテ他府縣産白酒ノ最高販賣價格ハ當該生産道府縣ノ販賣價格ニ運賃實費ヲ加算シタル額トス

彙 報

00817

大詔奉戴日設定

興亞奉公日は廢止

(振興課)

皇國の隆替と東亞の興廢とを決すべき大東亞戰爭の展開に伴ひ、國民運動の方途亦調期的なる一大進展を要請せられるを以て、此處に政府に於ては宣戰の大詔を喚發あらせられた入日を舉國戰爭完遂の源泉たらしめる日と定め、嗚古の大業を翼賛するに遺算なからんことを期せしめるため、去る二日の閣議に於て次の如き「大詔奉戴日實施要項」を決定實施せしめることとなつた

一方針

大東亞戰爭完遂のため必勝の國民士氣昂揚に重點を指向すると共に健全明朗なる積極面を發揮すること

二 實施項目

(一) 詔書奉讀

官公衙、學校、會社、工場等に於ては詔書奉讀式を行ふこと
詔書奉讀式の時刻は業態、交通等を考慮し適宜定めること

(二) 必勝祈願

神社、寺院、教會等に於ては必勝祈願の行事を行ふこと、但し一般の氏子信徒に對しては其の職場に於て祈願をなさしめるものとし殊更に祭式に參列を強制しないこと

(三) 國旗掲揚

各戸に於ては國旗を掲揚すること

(四) 職域奉公

各自職域の奉公に勵精し殊更に當日を休業しないやうにすること

(五) 其の他の國民運動

其の他の國民運動の項目は大政翼賛會に於て本方針に基き隨時決定すること

三 備考

日曜日の際會せる場合當日業を休む官公衙、學校、會社、工場等に於ては殊更に出勤、出校せしめなくてもよく、家庭人として、又市町村民として當日を意義あらしめるやう措置すること尙ほ本要項は本年一月より大東亞戰爭中繼續實施され、大政翼贊會之が運用の中心となり、昭和十四年八月八日閣議の決定に依つて設定せられてゐる毎月一日の興亞奉公日は之を廢止し、大詔奉戴日に發展歸一せしめられることになつた。

皆勤實行運動

産業戰士の總力發揮

(保安課)

いよ／＼開始された大東亞戰爭の目的貫徹の爲には、速かに我が國の生産を擴充して高度國防國家体制強化の要請に應ずることが喫緊の要務であつて、これが爲には全産業人の協力一致に依る全能力の總發揮が必要である。

各工場鑛山其の他事業場に於ては從來より生産の高度増強の要請に對應して産業報國會の組織を整備し、基礎單位として五人組を結成して増産に邁進して來たのであるが、更に時局の進展に鑑

み勤勞力の總動員總發揮を具体化する爲、今回各産業報國會に於て右の五人組を基本單位として皆勤を勵行し、生産力増強の目的達成に拍車をかけることになつて、茲に全國的に皆勤實行運動を展開することとなつた。

しかしこの種の運動たるや、隨時繰返してこれを實行するでなければその實行を期待し得ないのであつて今後屢次これを實行することとなつてゐるが、取敢へず第一回として大日本産業報國會、各道府縣産業報國會及び鑛山部會主催の下に、本年一月一日より同三月三十一日まで三ヶ月間を實施期間として全國の工場鑛山及び其の他の事業場に於て皆勤運動を行ひ、その結果優良なる成績を收めた産業報國會に對して道府縣産業報國會又は地方鑛山部會及び大日本産業報國會に於て表彰を行ふこととなつたのである。

實施範圍は全國の工場鑛山及び其の他事業場のすべてであつて、各單位産業報國會を事業種別によつて(1)金屬工業、(2)機械器具工業、(3)化學工業(窯業及び土石工業を含む)、(4)金屬及び其の他の鑛山、(5)石炭鑛山、(6)紡織工業、(7)運輸通信業(8)其の他の産業の入産業部門に區分し、更に從來員數による規模に應じて

1 從業員五十人以上百人未満のもの

(五十人に満たぬ工場鑛山及び其他の事業場は府縣産業報國會支部毎に他のものと合同して參加)

- 1 從業員百人以上三百人未満のもの
- 2 從業員三百人以上千人未満のもの
- 3 從業員千人以上のもの

に分けて皆勤競争を行ふのである。

各種産業從業員の缺勤や遅刻早引が、如何に國家の生産力に影響するかは贅言を要しない。従つてその指導監督の地位にある人達はあらゆる方法を講じて從業員の自奮自勵を促すと共に、各人の健康保持に對して適當なる指導をなし、又會員の家族等に對しても趣旨を徹底せしめ、且つ單位組織の團結親和を圖りて職場を明朗化し、進んで出勤する氣持を醸成する等種々の努力を盡して所期の目的を達成し得るやう萬全の措置を講ぜられることを切望する次第である。

兵器獻納資源回收 運動贖出金報告

金額	町村名
一金貳拾貳圓	西伯郡崎津村
一金參拾貳圓拾七錢	八頭郡丹比村

一金五圓貳拾錢	東伯郡下北條村
一金五圓參拾貳錢	氣高郡豐實村
一金拾四圓拾五錢	西伯郡光德村
一金貳拾九圓四拾壹錢	日野郡根雨町
一金參拾壹圓五拾壹錢	西伯郡高麗村
一金拾參圓五拾參錢	西伯郡春日村
一金拾參圓貳拾壹錢	西伯郡法勝寺村
一金貳拾參圓拾錢	西伯郡縣村
一金拾壹圓壹錢	東伯郡日下村
一金貳拾壹圓九拾六錢	東伯郡山良町
一金九圓六拾八錢	東伯郡橋津村
一金參拾八圓四拾七錢	東伯郡泊村
一金拾圓五錢	氣高郡鹿野町
一金參拾圓參拾貳錢	東伯郡社村

◎行旅死亡人

一本籍住所氏名不詳年齢四十歳位男一、体格瘠型身長四尺九寸位頭髪丸刈六、七分、顔丸型口耳鼻普通齒、上前齒一本欠、一、着衣メリヤスマ襪衣黒木綿ノ短衣破レタルラシヤズボン左足ニ木綿足袋着用一、特徴右側前頭部ニ濕疹アリ

00820

一 所持品ナシ 右ハ昭和十六年十二月十三日和賀郡二子村字竹
刈道路上ニ於テ倒死致居候ニ付同村長ニ於テ假埋葬ス
右心當リノ向ハ直接該村長宛照會相成度

◎ 行旅死亡人

- 一 本籍氏名不詳、推定年齢三十歳位ノ男
- 二 容貌特徴 死後數箇月ヲ經過腐爛シ居ル爲不明
- 三 着衣 國防色半袖シャツ機械織、紺縞ホームスパンネル裏
付半ズボン、チヂミ半ズボン下、細紐一本、アサヒ高丈十一
文半
- 四 所持品ナシ
- 五 發見日時及場所
昭和十六年九月二十九日午後二時上川郡東川村字ノカナン忠
別川日本發送電大橋上流約三十米ノ箇所ニ溺死體トナリ居ル
ヲ發見直ニ美瑛村字志比内共同墓地ニ假埋葬ニ付ス
- 六 取扱者北海道上川郡東川村長

◎ 行旅死亡人

本籍、(氏名)不詳(但シ昭和十六年十一月三日迄東白川郡

棚倉町舊城跡ニ在住)

自稱 平市字番地不詳 梅原 瀨吉
當六十五歳

人相 丈五尺五、六寸 顔九大 鼻大 目耳口眉並 色赤キ方
体格肥エタル方 頭髮常ニ五分刈 上頭部秃

特徴 ナシ 着衣 襦袢 特記スベキモノナシ

取扱者 平市長

右心當リノ向ハ直接該市長宛照會相成度

◎ 行旅死亡人

- 一 本籍住所氏名 不詳
 - 一 年齢性別 三十歳位 男子
 - 一 人相 身上五尺二寸位中肉ニシテ身体巖丈ナル方、顔
面長頬骨高ク唇厚シ頭髮長ク一見職人風ナリ
 - 一 特徴 軟性下疳ノ跡並ニ盲腸ノ手術ヲ受ケシ傷跡アリ
 - 一 所持品 金五錢(一錢五枚)
 - 一 着衣 黒オーバー、焦茶色上衣及ズボン、黒ワイシヤ
ツ白サル又、薄青色縞シャツ、柳ノ下駄一足
- 右ハ昭和十六年十一月二十二日午後十時頃富山市下木町北陸物産
株式會社附近ノ街路上ニ於テ變死シ居タルヲ發見シ檢視濟ノ上富
山警察署ヨリ引渡シヲ受ケタルモ身元不明引取人ナキ爲市設墓地
ニ假埋葬ニ附シタリ
- 右心當リノ向ハ直接該市長宛照會相成度

昭和十七年一月九日印刷
昭和十七年一月九日發行

鳥取縣 鳥取市東町 縣
發行所 鳥取縣高郡大正村大字古海
印刷所 鳥取刑務支所